

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第1回寒川町地域自立支援協議会		
日 時	平成24年7月20日（金）13:00～15:00	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎2階 第2会議室		
出席者	・ 委員：大西会長、小田副会長、福本委員、江島委員、伊藤（久）委員、長田委員、瀧本委員、小川原委員、石澤委員、小澤委員、牧野委員、梅澤委員、中村委員、伊藤（靖）委員、山田委員（途中退席） ・ 事務局：【町】木内健康福祉部長、小島福祉課長、中島主事、岡野主事 【生活相談室すまいる】安田、矢澤、野口		
議 題	（1）今後の取り組みについて（地域の課題について） （2）その他		
決定事項			

議 事	1. 開会 寒川町役場福祉課長より開会の挨拶。 2. 委嘱状の交付 寒川町長より、今年度より改選があり2年の任期で、各委員に委嘱状を交付。 3. 寒川町長より挨拶 この度、寒川町地域自立支援協議会の委員として、お引き受けして頂きありがとうございます。この本協議会については、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行う為の場です。本年4月より、自立支援協議会の法定化を受けて、ますます重要なものであると考えています。寒川町においても平成22年度より、町単独で当事者、その家族、支援者等で構成する本協議会を設立して運営してきましたが、委員の任期満了に伴い、新たに皆様を委員として迎え、本日が今年度の第1回目の会議になります。今回は、東洋大学の本名先生のご講演を予定しています。委員の皆様のご意見、お力添えを頂きながら、関係者によるネットワークの構築ということで、地域における障がい福祉の実情に合った運営をしていきたいと考えているので、よろしくお願いします。 4. 自己紹介 各委員より、自己紹介。 5. 会長、副会長の選出。 委員より推薦 会長、副会長より挨拶。 6. 研修会 事務局：今年度より、委員の方が交代したことをふまえて、最初に自立支援協議会がどういった役割を果たし、どういう可能性があるのかに関する講義を、話をしっかり伺った上で、皆様と意見交換をしていきたいと思っている。 2名の傍聴について 委員一同承認。 まず最初に研修会ということで、地域自立支援協議会のあり方について、東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科の本名靖教授にご講義いただく。
-----	---

本名先生は、介護技術を専門としながら介護者の養成に力を尽くしてこられたが、障がいのある方や高齢者が地域で生きていくためには、介護技術の向上だけではなくて、介護がコミュニティーとうまく結びつき、マネジメントがしっかりされることが重要であるとして、街づくりを含めた生活の支援について総合的に考えておられる。かながわケアマネジメント従事者ネットワークの理事を担当され、活動されている。

(1) 「地域自立支援協議会のあり方について」

別紙の資料「個から始まる地域のネットワーク 自立支援協議会の役割を考える 寒川町自立支援協議会の勉強会」を参照。

教授：自己紹介。

相模原市の和泉福祉専門学校、東海大学で10年、介護福祉士、社会福祉士の養成に携わっていた。その時に、かながわケアマネジメント従事者ネットワーク（KCN）を施設の職員の方と一緒に立ち上げた。施設や事業所で働きながら、KCNという場所で神奈川全体や地域のケアマネジメントのあり方について考えられるので、非常に刺激を受けている。

大学卒業後、重度の知的障がい者の施設で働き、施設での生活とは何かと考えた。その後重度の身体障がい者施設の現場で、15年働いた。施設では施設でしか生きられない人を作ってしまうという思いがあり、もう少し違う生き方ができる場所があればと考えた時に、施設から地域へという流れができ、どうしたら地域の中で、障がい者、高齢者が長く住んだ場所で最期まで生きることができるか、国全体のテーマであり地域のテーマでもある。これをどう実現していくか、私自身のテーマでもある。そう考えると、自立支援協議会はとても大きな役割があると思う。私が考えている自立支援協議会のあり方や、自立支援協議会でどんなことが問題になっているのか、皆さんと一緒に見ていきながら、考えていきたい。

(地域自立支援協議会について)

資料の1ページの地域自立支援協議会についての【概要】【実施主体】【主な機能】について説明。

【主な機能】の②について、多くの自立支援協議会の下に様々な部会を設けて、その部会の中で上がってきた事例について、全体としてどのように市町村の問題として取り上げていくのか、ということを協議し調整するという役割がある。

③について、地域の中には、社会福祉の公的なサービスだけでなく、地域の方、地域の資源などともネットワーク化し、障がい者、高齢者が住みやすい地域を作るために、どう地域の方に協力してもらえるか、協議し働きかけていく。また今は使われていない資源・環境を障がい者のために活用できるように、働きかけていく。

(地域の連携と自立支援協議会)

当事者を中心に、色々な行政機関、企業、サービス機関、学校、子育て支援など、全体がネットワークとしてつながりを持ち、支える市町村にしていくために、そのネットワークを支える役目が地域の自立支援協議会である。

(障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり)

市町村の中で、このようにつながりを持って取り組んでいても解決できない課題があがってきた時に、それについてどうしていくか、話し合えれば、自立支援協議会が機能していると言える。最終的に、委員の皆さんがどういう地域にしていきたいか、どういう支援が必要か、意識して共通認識を持ちながら、協議会に取り組むことが大切である。障がいがある人が普通に暮らせる地域づくり、障がいがある人が住みやすければ、高齢者、子育てをしている方など全ての人が住みやすくなる。そういう街を作っていく場が、自立支援協議会である。寒川町役場の福祉課の方と寒川町障がい福祉計画を作る時に、自立支援協議会の考えが反映されていきながら、全体として寒川町がどうなっていくたら良いのか見えてこない、自立支援協議会の役割が見えてこない。障がいを持っている人の課題を整理しながら、どう全体的なところに結び付けていくのか、考えていくということである。

(地域自立支援協議会の現状)

資料3ページについて、地域自立支援協議会の現状を見ると、平成22年の段階で、全国の市町村の85%に自立支援協議会が設置。都道府県の自立支援協議会は平成21年4月現在で、100%設置。県の自立支援協議会の下に市町村の自立支援協議会がある。

(平成22年の地域自立支援協議会の現状)

9割の市町村に自立支援協議会が設置された。未設置の市町村 15

6 か所の中で、人口 3 万人以下の市町村が120を占めている。小さな市町村は設置できていない。小さな市町村は、これまでも色々な問題に対して、委員会を作って対応してきた。そういう場があるにも関わらず、法律ができて、また新たに自立支援協議会を作りなさいと言われても、何のための協議会なのか意義が見い出せない。調整がつかなくて実施できないなどの理由がある。

(自立支援協議会に関する法改正)

資料 4 ページの自立支援協議会に関する法改正(社会保障審議会障害者部会) についての説明。自立支援協議会が立ち上がったが、検討の結果をどこに反映させるか方向性がわからなかった現状があり、法改正がなされた。

(障害者自立支援法の一部改正)

資料4ページの自立支援協議会の一部改正の説明。

市町村の自立支援協議会の運営のモデル事例を示していても、自分の市町村とは地域性が違うのではないかということが出てきた。地域性を考えながら、自分たちの町にとって自立支援協議会とはどういう役割があって、何をしていかなければいけないのか、もう少し柔軟に考えていこうということである。

(自立支援協議会の形骸化)

資料5ページの自立支援協議会の形骸化について、説明。

一方で、早くも自立支援協議会が形骸化していて、地域格差があることが指摘されている。

- 小さい町では、協議会がなくても、話し合う機会がある。そのため自立支援協議会を作る意味がわからない。以前から協議会のような話し合いの場があったが、新たに国が協議会を作りなさいということで協議会を作った。どちらで何を話せば良いかわからなくなってきた。
- 自分の所属団体の要求になってしまう場合がある。自分の所属団体が良くなるだけでなく、そのことを通して、住んでいる人全体が住みやすくなっていくような、話し合いをしていく。一つのこと、小さなことを掘り下げていくと、皆に共通する部分がたくさん出てくるので、その部分を話していくことが大切。一つの団体のことだけで話をしてしまうと、全体でうまくいかないことが出てきてしま

	う。 ○一人の人の困りごとが、出発点。そのような事例が何事例か検討されて、そこでこの町ではこういうところに課題があると、自立支援協議会に上がってくるということが、システムとして出来上がってくる。多くの市町村では、自立支援協議会の下で部会で話し合われて本会議に上がってくる。小さな町では部会を作っても問題が分散するので、自立支援協議会の中で事例を検討してしても良い。 ○設置はしたが、なかなか運営がうまくいっていない市町村もある。 (自立支援協議会の形骸化の克服) 自分の市町村の自立支援協議会で、何ができていて、何ができていないのか、自己評価をしていく。足りないところを強化していく。実際に評価をしている自立支援協議会もある。 (評価を通した自立支援協議会の考察の視点) 資料6 ページの下段の説明。 1. 行政と自立支援協議会の運営が絶えず話し合いをしながら進めているかどうか、組織体を考えた時に、行政の協議会への関わる姿勢も一つ見方としてある。 2. 地域、寒川の課題を自立支援協議会で話し合われているか、時間をかけて課題を抽出して、全体で十分話し合えているか。 3. サービス利用だけでなく、ちょっとした困り事が多くある。東日本大震災のような非常事態が起こった場合、サービスがすぐに提供されない。近隣の人とのつながりが非常に大切だが、相談支援専門員を含めて、当事者本人がそういった地域とのつながりを作れているか。地域の住民の方たちが、障がいを持っている方の周りにきちんと寄り添い、つながりが持てるような状況が作れているのか、というところも、自立支援協議会を活性化していく視点になる。 (自立支援協議会の問題解決の検討) 資料7 ページの説明。 1. 自立支援協議会がうまく機能していないのであれば、原因を探る必要がある。 2. 個別支援がきちんとできるかどうか。障害を持っている人がサービスや地域とつながりを作れるか、サービス同士が連携していけるか、一人ひとりの課題をしっかりと検討する。そう
--	---

することで、行うべき事項の明示やステップアップするための指標を提示できるのではないか。

(自立支援協議会の形骸化の克服)

うまくいっている自立支援協議会の仕組みを真似たり、自分たちの市町村ではどう変えていったらよいのか、考えると良い。もし他の市町村を見に行くなら、同じような人口規模で、同じような地域の条件があって、課題の抽出方法、具体的な生活が同じようなところに、是非見に行つて、見に行つた人が、結果を皆さんに伝えて、どうしたらうまくいくのか、話し合っていくことも大切である。

(障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり)

8 ページの説明。

障がいがある人が、普通に暮らせる町づくりを地域から始める。地域には色々な資源があって、それがうまく機能すれば、住みよい街になる。

例えば、商店の中に車いすが入れなくても、中の人が品物を見せてくれれば解決できる。設備がなくても、人とのつながりがあれば、支援の可能性は広がる。一つの間係をどう作るかが大切で、最初は公的なサービスを受けて間係を作っていくが、それだけでは満足できないし、生きていけない。その時にどういうふうに関係の人たちに協力してもらえるかということ、自立支援協議会で話し合い、仕組みを作っていく。実際に町役場という公的機関と共同しながら、地域の中を少しずつ興していく作業が、自立支援協議会に課せられた役割である。自立支援協議会をより良くしていくために、色々な機関の支援がある。例えば、私が所属するかながわケアマネジメントネットワーク (KCN) では、相談を担当する専門員が何人もいて、お手伝いしている。県や圏域の自立支援協議会が地域の自立支援協議会を支援する役割を担っている。寒川町が孤立せず、支援してくれる色々な機関とつながりを作っていきながら、地域の自立支援協議会を作っていければ良いのではないか。

7. 議題

(1) 今後の取り組みについて (地域の課題について)

会 長：今後の取り組みについて、今の本名先生のお話をふまえながら、ご意見頂きたい。また感想があればお願いしたい。

委 員：2年間自立支援協議会に関わらせて頂いて、障がい者福祉計画ができ

	たが、出席しながら消化不良を感じていたが、本名先生の講義を伺って、大分理解できた。資料6ページの全体会、定例会、運営会の構成があるようだが、この内容についてどう違うのかお聞きしたい。 教 授：運営会議とは、自立支援協議会を運営していくために、自立支援協議会とは別に開いていて、今回何について話し合うか、など事前に打ち合わせをする会議である。相談事業所やその他の構成員で、定例会についてどうしていこうか、話し合いをして、下部組織の部会であがってきた内容などを整理して、全体会へあげていく。全体会とは、今行っている会議（寒川町地域自立支援協議会）のことである。定例会は、定期的に自立支援協議会の委員が数名集まって、全体会に提案する議題について、話し合うものである。テーマ別に検討し、全体会への課題提起を整理する。その中に部会があり、課題が大きくなってきた時に、全体会にあげていく。寒川町の場合、この自立支援協議会の場合、全体会や他の定例会、運営会、部会も兼ねている。委員の皆様は、大きな役割と小さな役割とを一緒に持っていると考えて頂けたらと思う。 委 員：前回の自立支援協議会に引き続き参加している。昨年、自立支援協議会の中で、テーマ別の話し合い（情報バリアフリー、高齢期の問題など）をした。これからどうするか考える前に、今まで話し合ってきた議題、テーマについて継続して話し合っていないと意味がないと思う。寒川町として、それぞれの障がい者の格差、解決できていないところを解消していくためにどうしたら良いのか、もっと話し合うことも、この場で大切なことだと思っている。 会 長：昨年度、自立支援協議会で話し合われた内容もまだ解決できている訳ではない。今のご意見も踏まえて、今後の取り組みについて、昨年の課題について、改めて検討を行うかも含めて、ご意見頂きたい。 委 員：初めての参加しているので、今までどういった話し合いがされてきたのか、教えて頂きたい。 事務局：平成22年度に寒川町単独で自立支援協議会を設置した。取り組みとして、平成22年度は、寒川町の障がい者計画を委員の皆様にご意見を頂いて策定した。障がい者計画とは、障害者基本法という法律を基に、寒川町の福祉の方向性を決めていく計画である。平成23年度については、障がい福祉計画は、具体的な福祉サービスの必要数や必要なサービスとはどのようなものか、など細かい部分について、計画として作成している。昨年度は二部構成で行っており、上記の計画の策定について、前半に委員の皆様にご意見頂き、後半にテーマ別の課題につ
--	--

	いてご意見頂いた。 児童期の支援、災害時にはホワイトボードが必要ではないか、どういうコミュニケーションが良いのか、高齢期の介護保険との連携について、ご意見頂いた。 事務局：委員からお話が合ったテーマ別に検討したというのは、情報提供の仕方が、障がいの状況の中でどういったことが必要か、たくさんの人と話し合うより、少し整理をした方が良いだろうということで、すまいるでお声かけさせて頂いて、3, 4名の方にお集まり頂いた。どういう情報の提供の仕方が分かり易いのか、話し合う場を2回持たせて頂いた。公共機関で活用して頂けるように、コミュニケーションボードを印刷し、警察や消防などにお持ちしたが、自立支援協議会全体の取り組みまではいかなかった。 会 長：自立支援協議会の中で、先生の話聞いて、身近なことから話し合えれば良いと思った。まだ、昨年度の取り組みについても、解決はできていないので、そのことについて話していくのか、新しい課題があるのか、ご意見頂きたい。 委 員：今日の先生のお話をお聞きして、孤立しない寒川町の支援が重要と考えている。座って情報を待つということではなく、一人ひとりの委員が積極的に声をかけ合って、動いて情報を持つことが必要であると思う。 委 員：初年度は大きな計画からスタートしたことによって、自立支援協議会の役割等が見えづらくなった。2年目はテーマについて話し合う場はあったが、1つの事例から話していくプロセスは弱かった。先生の話の中で、自立支援協議会は障がい福祉のシステムを作るために協議していく場であるというところが印象的であった。支え合うネットワークが、当事者中心に作られる。1つの事例からネットワークの必要性、地域支援の必要性を確認し合うことが重要だと感じた。身近な事例から考えるという取り組み、当事者にとっては、暮らしにくさ、生きにくさの部分、支援者にとっては、支援が難しい事例を出して、検討しても良い。 資料1ページ目の主な機能の②の困難事例から考えられたら良いのではないと思う。 委 員：昨年度の課題がどう生かされているのか実感が無い。先生に、自立支援協議会で1つの課題を解決した成功例があったら具体例で教えていただきたい。 教 授：自立支援協議会の中だけで、課題を解決するものではない。
--	--

	例えば、ある病院にかかっている、住居がなく困っている人がいるとする。新しい施設などを作ることは難しい。アパートにお願いして住む場所を提供してもらいたいが、そのことについて、相談支援事業所だけではできない。町と賃貸事業者が契約を結んで福祉アパートにできないかなど、自立支援協議会で取り上げて、少しでも解決に近づけられるように、話し合っていくようなイメージである。全ての問題をここで解決するのではなく、課題について、解決に向けての方向性が示せれば良いのではないかな。 成果を出すのではなく、問題を解決していくために、寒川町という地域をどう良くしていくか考えることが大切である。 委員：意見の行き先がわからない。 事務局：平成22、23年度に意見を頂いた部分を、町として計画に反映をして取り組んでいく。行き先は計画にあって、その先が地域の生活につながっていく。今年度以降について、計画については取り組んでいくが、どう話し合って作り上げていくか、この場で話し合い、町の方に提案して頂いて、町としても協力をしながら、できるところから取り組んでいく。 委員：成果を求めることが目的ではない。様々な団体の方がいる。自分の施設の中のことは分かっても寒川町自体の他の団体の障がい者から知らない。それぞれどんなことで困っているのか、寒川町の障がい者のことについて理解していく場になっても良いのではないかな。寒川町障害者事業所連絡会では、ヘルパーの人材不足、通所施設の支援の中で、販路の拡大が課題としてあがっている。また、10月からの虐待防止法が気になっている。寒川町で障害者虐待防止センターの取り組みについて、この場で共有したい 会長：車椅子でのベルトの固定も虐待という捉え方をされてしまうこともある。自立支援協議会が成果を求めるものではないと言われても、寒川町で、結果が出るように取り組んでいきたい。 事務局：10月1日に、寒川町役場で障害者虐待防止センターの場や建物を設置するということではなく、センターの機能の整備について取り組んでいるところである。 委員：個から始まる地域のネットワークが大切である。自分の所属している団体の会員の人には、寒川町地域自立支援協議会のことを説明しているがわかりにくい。寒川町で自立支援協議会を行っているということを、町民の方に伝えていって欲しい。個別のことで問題が起きた時に町全体の障がいを持っている人たちの支援のために、自立支援協議会
--	---

	ができたことを地域の方に伝えていくことが大事だと思っている。一人ひとりが大事。そのことが見える形で伝えられると良いと思う。
委 員	：寒川町の人口47000人の中で、障がい者の方が何人くらいいるのか分からない。相談を受けている人もいる。ゴミ出しの時に「おはよう」と声をかけると、女性が「知らない人なのに、なんで声をかけるの？」と言い、走って逃げていってしまった。 寒川にも、このような方が知らないところでいらっしゃるのだと思った。悩んで苦しんでいる方が相談できる相談室がすごく大切だと思っている。地域にいる人の情報も全く分からない。 自立支援協議会について、寒川町民に伝わると良い。
委 員	：事例の検討が必要である。職員が対応した事例で、頭が内出血をしている自閉症らしき男性を見かけた。家に入って行って、家族らしき人に声を掛けたら、「大丈夫ですから」と言われ、それ以上は関われなかった。地域の民生委員さんもこのような事例に関わることがあると思う。茅ヶ崎市地域自立支援協議会でも事例検討をしている。虐待に関わる事例がほとんどであった。10月から障害者虐待防止法の施行に向け、町の方で、虐待防止法の機能を作ることだが、地域で気になっていて、民生委員が気になる事例、民生委員が相談事業所に相談を持ちかけた事例の検討をしてはどうか。
委 員	：皆さんに確認したいことがある。今後、残り4回の協議会で1回2時間で合計8時間で、このように全体での話し合いをこの協議会で進めて行くのか、昨年度までは福祉計画を作るという目的があり、計画の冊子を作った。今年度は、そのような計画を立てることがなく、時間があるがどのような話し合いをするのか、どのような協議をしていくのか、はっきりしないと、以前のように話はしたが、途中で終わってしまう形になる。それはもったいないと思う。
事務局	：本日事務局からご提案するというのではなくて、委員の方からのご意見を頂きたい。皆さんのご発言の中で、改めて良いアイデアも出てきたと思うので、ご意見を頂いて、取りまとめて次回ご提案できたら良いと思っている。
会 長	：毎回、委員の中から議題を出して検討するということになるのか。
事務局	：色々お話をお聞きして、個別の事例を解決したり、個々の要求について解決するものではなく、本日先生からのお話があったように、障がい者全体の共通の部分について、町として足りない部分を、委員の皆さまの協力を得ながら、解決していくものである。
委 員	：昨年、寒川町が、社会福祉法人翔の会の本部（茅ヶ崎市芹沢）と契

	約を行い、福祉避難所になったと話があった。しかし町の中に福祉避難所が必要という意見が出ていたが、その点も課題としてあるのではないか。この協議会の中でどういうふうに作っていったら良いか、協議ができれば良い。 事務局：委員からお話があったように、社会福祉法人翔の会に、福祉避難所としてお願いした。そこは入所施設ということで、整備できている所をまず考えた。お話があったように、町内に入所施設がないので、今後防災担当と話をしながら、候補地を見つけていった方が良いと考えている。 委員：今後の協議会での話し合いについては、テーマを決めてもらえると、所属団体の会員の中で、定例会の時に会員から話を聞くことができ、またテーマによっては専門家の意見も必要だと思うので予定を立てて欲しい。 事務局：先ほどからの意見を踏まえて、事務局からの提案で、平成22年度当事者団体の課題について書面で頂き、昨年度よりその課題をもとに、テーマを絞って話し合いができれば良かったが、たどり着けない状況だったので、繰り返しになり申し訳ないが、新しい団体のご参加もあることを踏まえて、次回までに各団体より、改めて自立支援協議会で話し合いたい課題について提案頂きたい。その方法については寒川町と相談し、委員の皆さまに連絡する。 次回は9月ということで、先ほどから意見も出ていた、障害者虐待防止法が10月からの施行ということもあり、町は法律施行の準備を進めているので、その説明をする時間も取りたい。そのことと、虐待のことも含めた生きにくさのモデルとなる事例、個人のことを解決するのではなく、皆さんに共通して理解を図れるような事例を、事務局で用意し、皆さんに虐待防止法を踏まえてどういう形で取り組んでいけるか、理解を深められればと思っている。当事者団体から出して頂いた地域の課題を、どういう順番で検討頂くかということについては、11月以降どうすすめていくかということ、話し合う時間を作らせて頂ければと思う。地域の課題は8月24日までに町役場に提出をお願いしたい。 委員：色々な課題が出るとまとめきれないので、自立支援協議会での検討が有効な課題を絞って、出して頂いた方が検討しやすい。 委員：前回の各団体があげている地域の課題を教えてもらえるか。 委員：全部の団体のご意見が見れた方が、共通点が見つけやすい。 事務局：新しい委員の方もいるので、団体のご了解を得て、前回出してもらっ
--	--

	た各団体の地域の課題を、委員に配布する。7月末くらいまでに皆さまのお手元に届くようにしていく。 先ほど委員より出ていた昨年度の結論の出ていない課題についても、次回話し合いの方法を提案する時に、合わせて事務局で整理をして、皆さんにお伝えする。 教 授：自立支援協議会が本当に果たすべき役割について、皆さんは色々考えておられて、寒川町は町なりの協議会にしていこうと、皆さんが思えばそれで十分である。こうしなければという決まりはない。町が良くなっていくためにはどういう役割を果たしていくか考えていく。成果は目に見えることが一番良い。ここで繋がりができて、つながりを色々と活用しながら、当事者とサービスの提供をいている事業者や当事者同士の繋がりができたら良い。 会議の時に色々な資料を効果的に出すことが大切である。会議の資料をわかりやすくどう作っていくか考えるのは、運営する側の役割である。わかりやすい資料作りで、話し合いがスムーズに進む。最初から何をするかわからないということではなく、事前に資料ができていて、ある程度事前に読んでから会議に参加すると、協議会の話し合いが深められて、運営者側がしっかりと役割を果たし、委員の方と一体となって自立支援協議会が動いていくと思って頂ければと思う。 (2) その他 自立支援協議会については資料1の裏面に載せている開催日で今後の自立支援協議会を開催していく。 次回…平成24年9月24日(月) 13:00～15:00 東分庁舎第2会議室 副会長：今回は虐待防止機能の関係の説明の内容、共通の課題に向けての検討について、事務局から提案があると思う。寒川町が住みよい町になっていくために、サービス、人の繋がり、地域の繋がりを町として進めていきたいと思う。自立支援協議会の内容について、町民の皆さまに知って頂くということは、非常に大切である。町としても、努力されていると思うが、我々委員としても関係団体、近隣、知り合いにもお話して頂けたらと思う。
--	--

資 料	・ 次第 ・ 資料 1：寒川町地域自立支援協議会委員名簿 ・ 資料 2：寒川町地域自立支援協議会設置要領 ・ 当日資料：「個から始まる地域のネットワーク」 東洋大学 本名靖教授
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	福本 規矩雄 江島 義治 (平成 24 年 8 月 31 日確定)